

令和7年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和8年2月10日（火）
午前10時00分から正午まで
場 所 オンライン会議（CiscoWebex）
ホスト会場：県庁議会棟第13会議室

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告（資料2）

- ・鳥取市
- ・東部4町
- ・中部
- ・西部

(2) 県からの事業報告

- ・医療的ケア児等支援センターの活動状況について（資料3）
- ・医療的ケア児等コーディネーター配置機関について（資料4）
- ・令和7年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について（資料5）
- ・令和8年度医療的ケア児者に関わる県事業について（資料6、7、8）

(3) 福祉避難所の指定基準等について（資料9）

3 その他

4 閉会

R7鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第2回）名簿

【委員】

	氏名	所属・職	備考
1	椿 圭子	社会福祉法人あしーど 障害者生活支援センターすてつぶ(所長 相談支援専門員)	部会長
2	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー	
3	河内 富裕美	鳥取市基幹相談支援センター 相談支援専門員	欠
4	仲山 巧都	若桜町福祉保健課 主事	欠
5	若 康二	倉吉市福祉課 係長	欠
6	橋本 剛	米子市障がい者支援課担当 課長補佐	

【オブザーバー】

	氏名	所属・職	
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長	
2	小枝 達也	鳥取県立総合療育センター 院長	
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびと一まれ 理事長	
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 理学療法主幹	
5	坂本 万理	医療法人同愛会 医療支援型グループホーム博愛 サービス管理責任者	欠
6	宮脇 弘樹	鳥取県立鳥取養護学校 教頭	
7	浦富 祐子	保護者(鳥取県立皆生養護学校元PTA会長)	
8	渡辺 彰啓	鳥取市障がい福祉課 主任	

【事務局】

	氏名	所属・職	
1	加藤 典子	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 参事監兼課長	欠
2	吉岡 誠人	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 指導主事	
3	上田 幸央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐	
4	柴田 智幸	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長	
5	岸田 直美	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長補佐	
6	岩谷 真祐子	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 保健師	

鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べるることができる者を、オブザーバーとして招聘することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

鳥取市（東部圏域）における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

●鳥取市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ワーキング

第1回

日時：令和7年10月10日（金）

内容：

① 鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業について

利用登録をしているが利用実績がない方への聞き取り結果の共有

○保護者の生活ルーティンに本事業のタクシーを組み込みにくい。保護者はだいたい働いていることが多いと思う。11時に病院受診の予定で、それまでの時間放デイを利用している場合、自家用車であれば職場から放デイ事業所に立ち寄って本人を病院へ連れて行き、受診後に放デイへ送って自分は職場に向かう、ということが可能だが、本事業のタクシーはそのような柔軟な使い方ができない。

○医療機関への受診等以外でも利用できるように拡充してほしい。

○（東部では）タクシー事業者が1社と少なく、1か月ぐらい前から予定が決まっている等であれば別だが、直近で利用したいとなっても予約が取りづらい。

⇒制度として利用しにくいのではないかと？もっと使いやすい制度にならないか？

⇒一部の人だけの制度になってしまっているのでは、課題解決にはなっていないのでは？

⇒UDタクシーは対象外というのもハードルを上げているのではないかと。制度を利用しようと思っても、結局自家用車の方が便利ということになってしまっている。業者を増やしていくことも必要ではないか。

⇒看護師派遣を依頼する（探す）のも、大変では？その子のことを知っている看護師でないといけない場合もある。

事業の対象範囲の拡充については、市から県へ要望を提出する。

② 部会およびアンケートからわかる地域課題について

○短期入所が希望通り利用できない件について

保護者の中には医療センターの利用に抵抗を感じている人が多い。施設の様子として病院の雰囲気が強い。

⇒緊急時の利用で困らないように、見学等してみるのはいかがでしょうか？

⇒病院側にも雰囲気を和らげてもらえるように働きかけられたらいいのでは？

⇒保護者の思いとして、短期入所させることに罪悪感があるのでは？

○生活介護が希望通り利用できない件について

来年度以降、新たな生活介護事業所が開設予定、開所による課題解消に期待。

既存の事業所でも定員の増員を予定している事業所がある。

アンケート結果をもとに、課題を抱えているケースについて解決に向けて検討していく。

③ 呼吸器用の自家発電機の購入助成について

発電機の購入は日常生活用具の購入費助成の対象となっているが、要件として「24時間必要な人」に限られている。この条件は厳しい。条件を緩和するか、対象外となる人にはレンタルをするなど、別の政策等でカバー等できないものか。

⇒市の方で、「24時間必要」の要件についての緩和等を検討する。

2 災害時の対応について

○モデルケースの検証状況

【モデルケースの概要】

⇒モデルケースについては進捗なし

○圏域における取組について

県立鳥取療育園との福祉避難所協定について

鳥取市では、内閣府が示した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び市防災計画の基準をもとに、以下の要件を満たす施設について福祉避難所として利用する協定を締結している。

- ① 施設の安全性が確保されていること
 - ・耐震性が確保されている。【地震想定】
 - ・土砂災害特別警戒区域外である。【土砂災害想定】
 - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できる。【水害想定】
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がない。
- ② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
 - ・バリアフリー化がされている。
- ③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること
 - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保できる。
- ④ 要配慮者が相談等の支援を受けられる職員が配置されていること
 - ・要配慮者が健康等に関する相談、助言、その他の支援を受けられる体制が整備されている。

今年度、県立鳥取療育園との間で合意に至ったため、新たに協定を結んだ。

3 その他

鳥取県医療的ケア児等支援センター東部相談窓口の主催で「相談支援専門員のための『医療的ケア児者避難計画作成ワークショップ』」と題して研修を開催。（令和7年11月26日）

東部圏域の相談支援専門員、行政関係者が参加し、制度の再確認と、事例を用いて避難行動計画の作成をグループワークで体験した。

東部4町（東部圏域）における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

- ・八頭町：年数回、教育委員会・委託相談支援事業所・学校とで協議を実施。
岩美町、智頭町、若桜町では未開催

市町村名	八頭町	把握している医ケア児童	2名
課題	児童の学校送迎について		
令和7年度の取組状況	《第1回会議》（5/13開催） ・通学支援については令和7年5月より、看護師2名乗車の際には児童生徒2名の通学としている。6月下旬に利用保護者と関係者で個別懇談会を開催し、支援事業の内容確認や現在の利用状況等、相互共有を行う予定としている。当該事業の継続がなければ通学が途絶する可能性のある児童がおり、いかに事業を継続していくかが今後の課題となっている。今後も関係機関で協議を行い、事業継続が可能な方法を検討していく。		
	《第2回会議》（12/17開催） ・学校及び居宅事業者から利用生徒の様子の報告を受けた後、積雪時や路面凍結時の運航を対応について連絡方法の確認をした。 また、1月以降、委託事業者から看護師派遣が難しくなるとの報告を受け、12月3日に利用児童の保護者へ現状と今後について説明及び意見交換を行った旨の報告をした。 今後も引き続き看護師の募集を行いつつ、利用課程の理解と協力を得ながら、事業継続ができるよう検討していく。		

2 災害時の対応について

- ・前回報告から新しい動きはありません。